

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 横 山 和 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 8 日から 令和 7 年 8 月 18 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 25 日から 令和 7 年 8 月 29 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 25 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 350, 000 2, 680, 000	一括	670, 000	36, 184	6, 978
1	660, 000				
2	2, 690, 000				
	</				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 石狩郡当別町若葉 |
| | 地 番 | 17 番 92 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 240.60 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 石狩郡当別町若葉 17 番地 92 |
| | 家屋 番号 | 17 番 92 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 56.31 平方メートル
2 階 59.62 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 5月30日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横 山 和 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 石狩郡当別町若葉 |
| | 地 番 | 17番92 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 240.60平方メートル |
| 2 | 所 在 | 石狩郡当別町若葉 17番地92 |
| | 家屋 番号 | 17番92 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.31平方メートル
2階 59.62平方メートル |



令和 7年(ケ)第 10 号
令和 7年 3月 4日受理
令和 7年 4月 2日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 石狩郡当別町若葉 | | |
| | 地 番 | 1 7 番 9 2 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 4 0 . 6 0 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 石狩郡当別町若葉 1 7 番地 9 2 | | |
| | 家屋 番号 | 1 7 番 9 2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 5 6 . 3 1 平方メートル | |
| | | 2 階 | 5 9 . 6 2 平方メートル | |



(2 枚目)

その他の事項

■ 物件1について

本土地の境界石等は土地建物位置関係図に示すとおりを確認した。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。なお、物件所有者の弟の陳述によると「境界石等は隅切り部分2箇所を含む、各角全部にあります。」とのことである（下記「物件所有者の弟の陳述の要旨」の3番参照）。

■ 物件2について

- 1 物件所有者所有のスチール製仮設車庫（約16.05㎡）が設置されている。なお、スチール製仮設車庫は損傷している。
- 2 建物内1階の壁及び天井のクロスは汚れが目立つ。
- 3 洋室1及び洋室2の天井コーナーに黒ずみの汚れがある（下記「物件所有者の弟の陳述の要旨」の4番参照）。
- 4 外壁に損傷が多々ある。
- 5 玄関ドア及びポーチの柱に腐食及び塗装の剥げ等の損傷がある。

■ 物件所有者の弟の陳述の要旨

- 1 私は物件所有者の弟です。物件所有者は罹病で施設に入居しているため、私が本物件の鍵を預かっています。
- 2 本物件には物件所有者と物件所有者の妻が居住していましたが、物件所有者は令和5年4月に本物件より施設に入居したため、物件所有者の妻が一人で住んでいました。物件所有者の妻は令和6年4月に亡くなったため、その後、本物件は空き家となっています。
- 3 境界石等は、隅切り部分2箇所を含む、各角全部にあります。
- 4 洋室1及び洋室2の天井コーナーの黒ずみの汚れは、外壁の剥がれた箇所から水が入り込んだと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 3月 6日 (木) 15:50-16:05	物件所在地	占有関係調査、外部調査、写真撮影
7年 3月 7日 (金) 10:10-10:25	電話	物件所有者の弟に架電、事情聴取
7年 3月11日 (火) 14:30-14:35	電話	物件所有者の弟より架電
7年 3月21日 (金) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)
7年 3月28日 (金) 12:10-12:45	物件所在地	立入調査、写真撮影、物件所有者の弟立会、評価人同行

(特記事項)

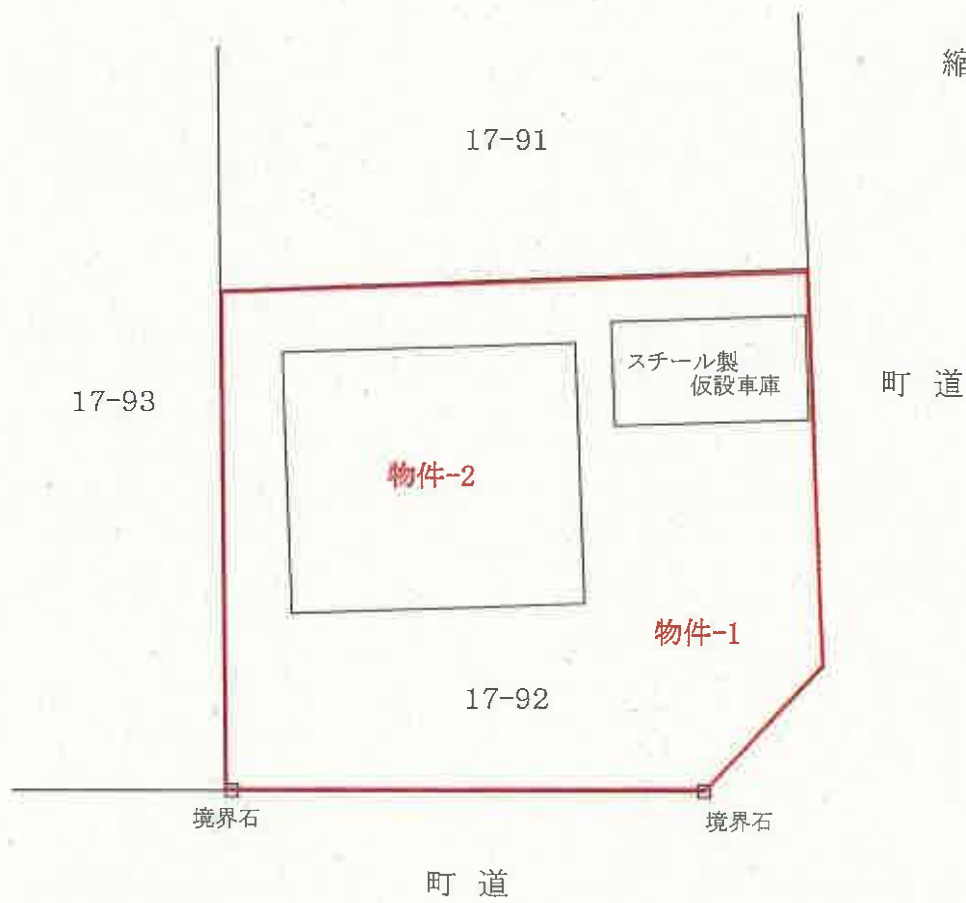
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☒ 令和 7年 3月28日
目的物件は施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、物件所有者が、物件所有者の弟に預けている鍵で解錠の上、建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略図）



縮尺 約1/200



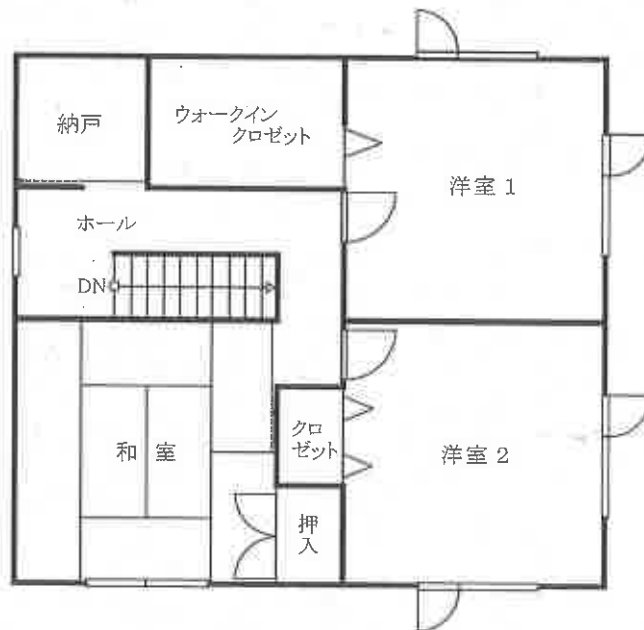
建物間取図 (概略図)

【 1階 】



縮尺 約1/100

【 2階 】



全景



居間・食堂



台所



浴室



スチール製仮設車庫



スチール製仮設車庫 車庫内の状況



洋室1 天井コーナーの状況



外壁の状況



玄関ドアの状況



令和 7 年（ケ）第 10 号
令和 7 年 3 月 28 日 現地調査
令和 7 年 3 月 31 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
水 野 裕 司

第1 評価額

一 括 価 格	
金3,350,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金660,000円
物件2（建物）	金2,690,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	石狩郡当別町若葉 17番92 宅地 240.60㎡	同 左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	石狩郡当別町若葉 17番地92 17番92 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 56.31㎡ 2階 59.62㎡	同 左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR札沼線「当別」駅の南西方、道路距離約1.1km 当別ふれあいバス「当別消防署」停留所の北西方、道路距離約450m	
付 近 の 状 況	目的物件は、低層一般住宅等が建ち並ぶ閑静な住宅地域に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種低層住居専用地域 40% 60% － ・外壁の後退距離：1m ・建築物の高さの制限：10m
画 地 条 件	南側間口約13.6m、奥行約14.1mで、南側及び東側で各々町道に接する ほぼ長方形の角地である。接面道路および隣接地とは概ね等高に接し ており、敷地内は概ね平坦の様様である。	
接 面 道 路 の 状 況	南側：舗装町道 幅員 8.0m 東側：舗装町道 幅員 11.0m 各々建築基準法第42条1項1号に該当する道路である。	
土地の利用状況等	・ 物件1は物件2の建物の敷地として利用されている。 ・ 詳細は執行官作成の現況調査報告書に記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり	

特 記 事 項	① 境界石は別添「土地建物位置関係図(概略図)」に示すとおり、積雪により2箇所の確認に止まった。確認出来た境界石からの概測、建物配置等と照合した結果、概ね公図のとおりと思われるが、正確には専門家の測量を要するものである。 ② 北海道教育委員会公表の「北の遺跡案内」に基づけば、目的土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しない。 ③ 対象土地については、現地調査及び登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認出来なかった。 ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 平成11年10月15日新築 経過年数 約25年 経済的残存耐用年数 約5年
仕 様	構 造 : 木造2階建 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : サイディング貼り等 内 壁 : ビニールクロス等 天 井 : ビニールクロス等 床 : フローリング、畳、クッションフロアー等 設 備 : 電気、給排水設備、灯油セントラルヒーティング等 そ の 他 : 納戸、ウォークインクローゼット等
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 3LDK + 納戸 + ウォークインクローゼット
品 等	中位
保守管理の状態	保守管理の状態は概ね普通と判断する。詳細は特記事項記載のとおり。
建物の利用状況	執行官作成の現況調査報告書記載のとおり
特記事項	① 新築時に建築確認申請がなされ、完了検査済証が発行されている模様である。 ② 土地建物位置関係図（概略図）のとおり、本建物所有者所有のスチール製仮設車庫（約16.05㎡）が設置されているが、天井付近に潰れている箇所がある。なお構造、現況等から特に経済価値は無いものと判断した。 ③ 室内は、1階の壁・天井クロス全般に変色が見られた。2階は特段目立つ変色等は見られなかったが、洋室1・2の天井コーナーに黒ずみの汚れが見られる箇所がある。 ④ 屋外は、外壁サイディングの劣化、損傷等が複数個所見られる。また、玄関ドア及びポーチの柱に腐食、塗装の剥げ等の損傷箇所がある。

特 記 事 項	⑤ 調査日現在、空家となっている。(詳細は、執行官作成現況調査報告書のとおり) ⑥ ボイラー、セントラルヒーティング等の設備に関しては、所有者不在のため動作確認が出来ず、不具合の有無等に関しては不明である。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	6,100	1.03	240.60	1.00	1,512,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料 記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差：角地 +3%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を勘案して建付減価は要しないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	220,000	115.93	0.15	3,826,000

ウ 現 価 率：（経済的残存耐用年数 5年 / 経済的全耐用年数 30年）×（1－観察減価 0.1）＝ 15%

2 評価額の決定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	1,512,000	0.30	法定地上権	454,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切捨)
1	1,512,000	-454,000	—	0.90	0.70	—	660,000
2	3,826,000	+454,000	—	0.90	0.70	—	2,690,000
一括価格 (合計)							3,350,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：当別町の近時における中古不動産市場の動向や、目的不動産の現況等を総合的に勘案して、市場性修正を上記のとおり施した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：なし

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（当別－1）

所 在 : 石狩郡当別町末広546番8
価 格 : 7,800円/㎡
位 置 : JR札沼線「当別」駅 道路距離800m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 418㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南西側 8.0m町道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
第1種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅、アパート等が混在する既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 1,062,970円

物件2 2,377,578円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図(当別町現況図)
- 2 住宅地図
- 3 公図写し
- 4 地積測量図写し
- 5 建物図面・各階平面図写し
- 6 土地建物位置関係図(概略図)
- 7 建物間取図(概略図)

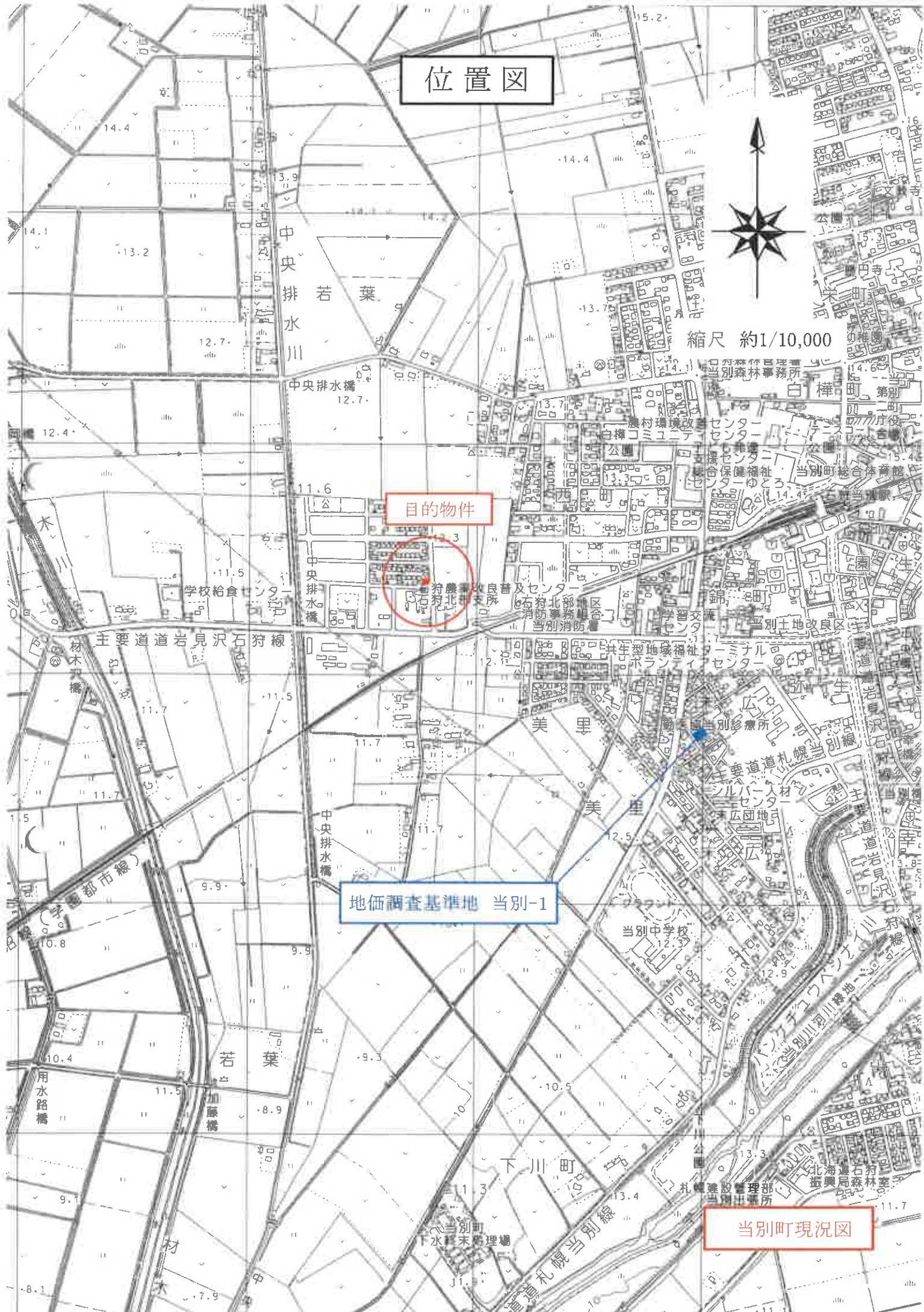
位置図

縮尺 約1/10,000

目的物件

地価調査基準地 当別-1

当別町現況図



住宅地図

縮尺 約1/1,500

目的物件

主要道道岩見沢石狩線(81号線)

© 2025 ZENRIN CO., LTD. (Z24AB第595号)

-60299.292



本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

登記年月日：平成8年7月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局江別出張所管轄)

令和7年1月29日

札幌法務局

登記官

地図整理番号：W24442

(5/15)

511551

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名	
	種類	土地家屋調査士専用線
当別 J740	既設	コンクリート線
	新設	
与点の種類	イ. 公共基準点	
	口. 図根点	ハ. 登記基準点
	全点	三角点

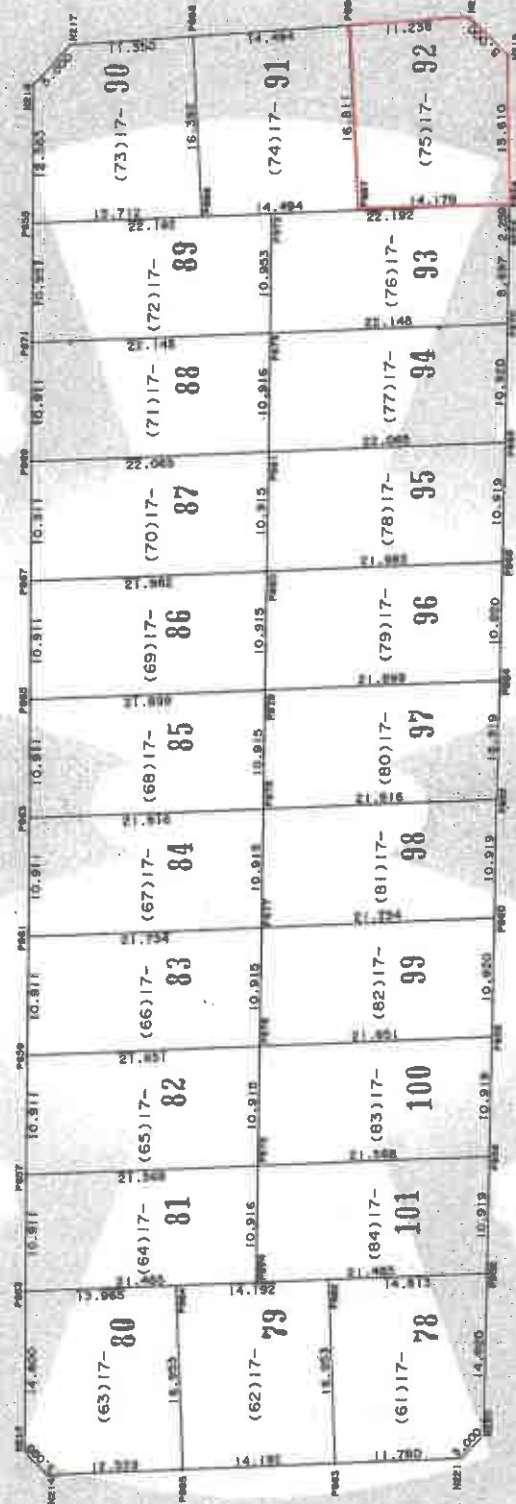
与点の成果表(新座標)

点名	X座標	Y座標
豊小川	-86290.43	-59219.92
小向	-87071.45	-61096.59

地番	17-8	17-8
土地の所在	石狩郡当別町	15-5

土地積測量図

木材積測量図



本図面はA3版をA4版に縮小したものである

官公署証明番号	平成 年 月 日
作製者	
申請人	
縮尺	1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

(平成 8 年 7 月 17 日作製)

H7 10 3500 095049507 X

登記年月日：平成8年7月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局江別出張所管轄)

令和7年1月29日

札幌法務局

登記官

地図整理番号：M2442

(13/15)

511559

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名	種類	土地家屋調査士専用欄	コンクリート欄
当別 J ² 40		底設		
		新設		
与点の種類	イ. 公共基準点	ロ. 図根点	ハ. 登記基準点	ニ. 三角点

若 葉 求 積 表

測量	(76)17-	83	測量	(77)17-	84	測量	(78)17-	85	測量	(79)17-	86	測量	(80)17-	87
NO.	P873	-86546.723	-60325.334	Y ⁿ	10.471	Y ⁿ⁺¹	10.437	Y ⁿ	10.435	Y ⁿ⁺¹	10.437	Y ⁿ	10.439	Y ⁿ⁺¹
P872	-86547.004	-60314.385	Y ⁿ	11.428	Y ⁿ⁺¹	11.389	Y ⁿ	11.387	Y ⁿ⁺¹	11.385	Y ⁿ	11.385	Y ⁿ⁺¹	11.387
P874	-86569.191	-60313.906	Y ⁿ	-1.780	Y ⁿ⁺¹	-1.780	Y ⁿ	-1.780	Y ⁿ⁺¹	-1.780	Y ⁿ	-1.780	Y ⁿ⁺¹	-1.780
N222	-86569.185	-60316.163	Y ⁿ	-10.950	Y ⁿ⁺¹	-10.950	Y ⁿ	-10.950	Y ⁿ⁺¹	-10.950	Y ⁿ	-10.950	Y ⁿ⁺¹	-10.950
P870	-86568.966	-60324.856	Y ⁿ	-9.169	Y ⁿ⁺¹	-9.169	Y ⁿ	-9.169	Y ⁿ⁺¹	-9.169	Y ⁿ	-9.169	Y ⁿ⁺¹	-9.169
合計				485.769859		485.769859		485.769859		485.769859		485.769859		485.769859
面積				242.8849195		242.8849195		242.8849195		242.8849195		242.8849195		242.8849195

若 葉 求 積 表

測量	(77)17-	84	測量	(78)17-	85	測量	(79)17-	86	測量	(80)17-	87
NO.	P881	-86546.405	-60336.245	Y ⁿ	10.434	Y ⁿ⁺¹	10.435	Y ⁿ	10.437	Y ⁿ⁺¹	10.439
P873	-86546.723	-60325.334	Y ⁿ	11.389	Y ⁿ⁺¹	11.387	Y ⁿ	11.385	Y ⁿ⁺¹	11.385	Y ⁿ⁺¹
P870	-86568.966	-60324.856	Y ⁿ	-10.434	Y ⁿ⁺¹	-10.435	Y ⁿ	-10.437	Y ⁿ⁺¹	-10.439	Y ⁿ⁺¹
P868	-86568.465	-60335.768	Y ⁿ	-11.389	Y ⁿ⁺¹	-11.387	Y ⁿ	-11.385	Y ⁿ⁺¹	-11.385	Y ⁿ⁺¹
合計				481.977712		480.145463		480.145463		480.145463	
面積				240.9888560		240.0727315		240.0727315		240.0727315	

若 葉 求 積 表

測量	(78)17-	85	測量	(79)17-	86	測量	(80)17-	87
NO.	P880	-86546.087	-60347.155	Y ⁿ	10.437	Y ⁿ⁺¹	10.437	Y ⁿ⁺¹
P881	-86546.405	-60336.245	Y ⁿ	11.387	Y ⁿ⁺¹	11.385	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P868	-86568.465	-60335.768	Y ⁿ	-10.435	Y ⁿ⁺¹	-10.437	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P866	-86568.064	-60346.680	Y ⁿ	-11.387	Y ⁿ⁺¹	-11.385	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
合計				480.145463		478.333675		478.333675
面積				240.0727315		239.1678375		239.1678375

若 葉 求 積 表

測量	(79)17-	86	測量	(80)17-	87			
NO.	P879	-86545.769	-60358.065	Y ⁿ	10.437	Y ⁿ⁺¹	10.437	Y ⁿ⁺¹
P880	-86546.087	-60347.155	Y ⁿ	11.385	Y ⁿ⁺¹	11.385	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P866	-86568.064	-60346.680	Y ⁿ	-10.437	Y ⁿ⁺¹	-10.437	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P864	-86567.663	-60357.592	Y ⁿ	-11.385	Y ⁿ⁺¹	-11.385	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
合計				478.333675		476.523887		476.523887
面積				239.1678375		238.2629435		238.2629435

若 葉 求 積 表

測量	(80)17-	87						
NO.	P876	-86545.451	-60368.975	Y ⁿ	10.439	Y ⁿ⁺¹	10.439	Y ⁿ⁺¹
P879	-86545.769	-60358.065	Y ⁿ	11.383	Y ⁿ⁺¹	11.383	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P864	-86567.663	-60357.592	Y ⁿ	-10.439	Y ⁿ⁺¹	-10.439	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P862	-86567.262	-60368.975	Y ⁿ	-11.383	Y ⁿ⁺¹	-11.383	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
合計				476.523887		474.714047		474.714047
面積				238.2629435		237.3570235		237.3570235

官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

申請人

(札幌土地家屋調査士会用品)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

8.7.25

縮尺

H7. 10. 300 09504507 K

地番	17-8	-19	土地の所在	石狩郡当別町字材木沢	土地積算	所在測量	図
土地の所在							

若 葉 求 積 表

測量	(71)17-	88	測量	(72)17-	89	測量	(73)17-	90	測量	(74)17-	91	測量	(75)17-	92
NO.	P869	-86524.345	-60336.721	Y ⁿ	10.433	Y ⁿ⁺¹	10.433	Y ⁿ⁺¹	10.433	Y ⁿ⁺¹	10.433	Y ⁿ⁺¹	10.433	Y ⁿ⁺¹
P871	-86524.581	-60325.812	Y ⁿ	11.387	Y ⁿ⁺¹	11.387	Y ⁿ⁺¹	11.387	Y ⁿ⁺¹	11.387	Y ⁿ⁺¹	11.387	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P873	-86546.723	-60325.334	Y ⁿ	-10.433	Y ⁿ⁺¹	-10.433	Y ⁿ⁺¹	-10.433	Y ⁿ⁺¹	-10.433	Y ⁿ⁺¹	-10.433	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P881	-86546.405	-60336.245	Y ⁿ	-11.387	Y ⁿ⁺¹	-11.387	Y ⁿ⁺¹	-11.387	Y ⁿ⁺¹	-11.387	Y ⁿ⁺¹	-11.387	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
合計				481.979562		481.979562		481.979562		481.979562		481.979562		481.979562
面積				240.9897810		240.9897810		240.9897810		240.9897810		240.9897810		240.9897810

若 葉 求 積 表

測量	(72)17-	89	測量	(73)17-	90	測量	(74)17-	91	測量	(75)17-	92
NO.	P871	-86524.581	-60325.812	Y ⁿ	10.470	Y ⁿ⁺¹	10.470	Y ⁿ⁺¹	10.470	Y ⁿ⁺¹	10.470
P855	-86524.817	-60314.864	Y ⁿ	11.427	Y ⁿ⁺¹	11.427	Y ⁿ⁺¹	11.427	Y ⁿ⁺¹	11.427	Y ⁿ⁺¹
P872	-86547.004	-60314.385	Y ⁿ	-10.470	Y ⁿ⁺¹	-10.470	Y ⁿ⁺¹	-10.470	Y ⁿ⁺¹	-10.470	Y ⁿ⁺¹
P873	-86546.723	-60325.334	Y ⁿ	-11.427	Y ⁿ⁺¹	-11.427	Y ⁿ⁺¹	-11.427	Y ⁿ⁺¹	-11.427	Y ⁿ⁺¹
合計				485.088672		485.088672		485.088672		485.088672	
面積				242.5443360		242.5443360		242.5443360		242.5443360	

若 葉 求 積 表

測量	(73)17-	90	測量	(74)17-	91	測量	(75)17-	92
NO.	P855	-86524.817	-60314.864	Y ⁿ	12.221	Y ⁿ⁺¹	12.221	Y ⁿ⁺¹
N216	-86525.088	-60302.304	Y ⁿ	6.146	Y ⁿ⁺¹	6.146	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
N217	-86528.572	-60298.718	Y ⁿ	4.159	Y ⁿ⁺¹	4.159	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P868	-86539.908	-60298.145	Y ⁿ	-15.807	Y ⁿ⁺¹	-15.807	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P869	-86540.525	-60314.525	Y ⁿ	-16.719	Y ⁿ⁺¹	-16.719	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
合計				481.172878		481.172878		481.172878
面積				240.5864590		240.5864590		240.5864590

若 葉 求 積 表

測量	(74)17-	91	測量	(75)17-	92			
NO.	P869	-86540.525	-60314.525	Y ⁿ	16.067	Y ⁿ⁺¹	16.067	Y ⁿ⁺¹
P868	-86539.908	-60298.145	-60298.145	Y ⁿ	17.112	Y ⁿ⁺¹	17.112	Y ⁿ⁺¹
P866	-86524.384	-60297.413	-60297.413	Y ⁿ	-16.067	Y ⁿ⁺¹	-16.067	Y ⁿ⁺¹
P867	-86555.016	-60314.212	-60314.212	Y ⁿ	-17.112	Y ⁿ⁺¹	-17.112	Y ⁿ⁺¹
合計					481.200649		481.200649	
面積					240.6003245		240.6003245	

若 葉 求 積 表

測量	(75)17-	92						
NO.	P867	-86555.016	-60314.212	Y ⁿ	16.493	Y ⁿ⁺¹	16.493	Y ⁿ⁺¹
P866	-86534.384	-60297.413	Y ⁿ	17.366	Y ⁿ⁺¹	17.366	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
N218	-86565.607	-60296.846	Y ⁿ	-2.883	Y ⁿ⁺¹	-2.883	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
N219	-86569.227	-60300.296	Y ⁿ	-17.060	Y ⁿ⁺¹	-17.060	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
P864	-86569.191	-60313.906	Y ⁿ	-13.916	Y ⁿ⁺¹	-13.916	Y ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹
合計				481.208125		481.208125		481.208125
面積				240.6040533		240.6040533		240.6040533

登記年月日：平成11年10月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局江別出張所登録)

令和7年1月29日

札幌法務局

各階平面図 206417

建物図面

家屋番号	17-92
建物の所在	石狩郡当別町若第17番地92



求積表

5.46 x 8.19 = 44.7174
1.02 x 6.07 = 6.1914
50.9088

求積 58.31 m

2 階



求積表

7.28 x 8.19 = 59.6232
1.02 x 6.07 = 6.1914
65.8146

求積 59.02 m

本図面はA3版をA4版に縮小したものである。

作成者

縮尺 1/250



申請人

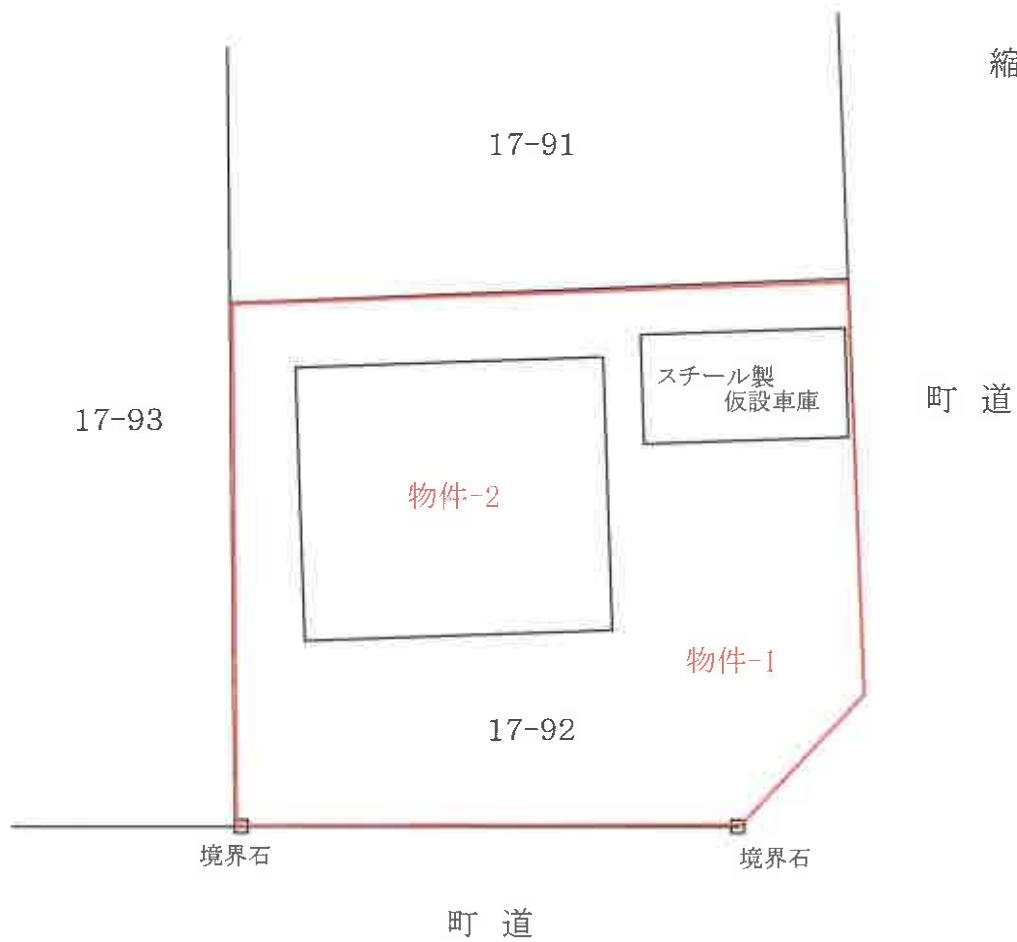
縮尺 1/500

1/500

土地建物位置関係図（概略図）



縮尺 約1/200



建物間取図 (概略図)

【 1階 】



【 2階 】

